

2026 年 8 月 25 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

シャープ米子株式会社
代表取締役 谷口 洋二

吸収合併に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープ米子株式会社（以下、「SYC」といいます。）は、2026 年 10 月 1 日に SC を吸収合併存続会社、SYC を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととし、合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は、SC においては、会社法第 796 条第 2 項に基づき簡易合併として、SC の完全子会社である SYC においては、会社法第 784 条第 1 項に基づき略式合併として、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、完全親子会社間の合併につき、SC は SYC の株主に対して合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

SC は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は SC の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じるSC及びSYCの資産及び債務の額の変動を考慮しても、本吸収合併後にSCが負担する債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上

合 併 契 約 書

シャープ株式会社（住所：大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号、以下「甲」という。）とシャープ米子株式会社（住所：鳥取県米子市石州府字大塚ノ貳 650 番、以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲と乙は合併し、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

第 2 条（合併に際して交付する株式、金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる株式、金銭等の交付は行わないものとする。

第 3 条（合併により増加する甲の資本金及び準備金等の額に関する事項）

甲が合併により増加する資本金及び準備金等の額は、次の通りとする。

- （１）資本金 0 円。 合併後の甲の資本金は 5,005,077,890 円とする。
- （２）資本準備金 0 円。 合併後の甲の資本準備金は 1,255,077,890 円とする。
- （３）利益準備金 0 円。 合併後の甲の利益準備金は 0 円とする。

第 4 条（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2026 年 10 月 1 日とする。但し、合併は、甲とシャープディスプレイテクノロジー株式会社間で別途締結される吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生を停止条件として、その効力を生ずる。甲及び乙は、協議の上、合併の効力発生日を合意により変更することができる。

第 5 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第 6 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第 7 条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約書に規定以外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、甲及び乙において協議の上定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有する。

2026 年 8 月 7 日

甲： 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目 1 番 25 号
シャープ株式会社
代表取締役社長 河村 哲治

乙： 鳥取県米子市石州府字大塚ノ貳 650 番
シャープ米子株式会社
代表取締役社長 谷口 洋二

第21期 計 算 書 類

2025年 4 月 1 日 から
2026年 3 月 31日 まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

シャープ米子株式会社

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	236,325	流 動 負 債	3,410,503
現金及び預金	12,679	買掛金	8,149
売掛金	36,511	短期借入金	2,555,000
仕掛品	10,053	未払金	782,562
原材料及び貯蔵品	2,009	未払費用	18,583
未収入金	58,540	未払法人税等	616
未収法人税等	73,841	預り金	6,682
未収消費税	29,003	賞与引当金	38,910
その他流動資産	13,687	固 定 負 債	25,420
固 定 資 産	392	繰延税金負債	25,420
有形固定資産	1		
建物	0	負 債 合 計	3,435,923
構築物	0	純 資 産 の 部	
機械装置	0	株 主 資 本	△ 3,199,204
車両及び運搬具	0	資本金	100,000
工具、器具及び備品	0	資本剰余金	7,623
土地	0	資本準備金	7,623
無形固定資産	391	利益剰余金	△ 3,306,827
ソフトウェア	391	繰越利益剰余金	△ 3,306,827
		純 資 産 合 計	△ 3,199,204
資 産 合 計	236,718	負 債 純 資 産 合 計	236,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで 〕

(単位：千円)

売 上 高	451,252
売 上 原 価	514,783
売 上 総 損 失	63,530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,947
営 業 損 失	80,478
営 業 外 収 益	11,953
固 定 資 産 賃 貸 益	8,830
受 取 助 成 金 等	1,651
自 動 販 売 機 施 設 利 用 料	111
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,359
営 業 外 費 用	21,421
支 払 利 息	21,421
経 常 損 失	89,945
特 別 利 益	773
前 年 社 外 転 進 支 援 費 用 精 算	773
特 別 損 失	2,277,278
固 定 資 産 売 廃 却 損	1
固 定 資 産 減 損 損 失	1,539,544
社 外 転 進 支 援 費 用	737,733
税 引 前 当 期 純 損 失	2,366,450
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 47,145
当 期 純 損 失	2,319,305

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
				繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	7,623	7,623	△ 987,522	△ 987,522	△ 879,899	△ 879,899
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				2,319,305	2,319,305	2,319,305	2,319,305
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△ 2,319,305	△ 2,319,305	△ 2,319,305	△ 2,319,305
当 期 末 残 高	100,000	7,623	7,623	△ 3,306,827	△ 3,306,827	△ 3,199,204	△ 3,199,204

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品 先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

フェイスシールド事業、リモート事業(レビュー・リペア)、部品メンテナンス事業の販売に係る収益は、主に製造又は成果物等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品又は成果物を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品又は成果物を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は成果物に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) シャープ株式会社は、グループ通算制度を適用しており、当社は、その通算子法人となっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(追加情報)

1. 減損処理に関する注記

減損損失算定にあたり、当社は2026年5月に全事業を終息し、8月にてSDTCとの吸収合併により消滅いたします。

これに伴い当社を一つのグルーピングとし、動産・不動産の会計上の評価算定を第三者（鑑定会社）に依頼いたしました。

鑑定評価額については、動産のプラスを上回る不動産のマイナス評価により合計でマイナス評価となり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,539,544千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を零としております。

場所	種類	減損損失
米子工場	建物	401,369 千円
	構築物	62,028 千円
	機械装置	1,437 千円
	一般工具器具備品	2,438 千円
	土地	1,072,269 千円
合計		1,539,544 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	2,000 株	—	—	2,000 株

第21期 計算書類の附属明細書

□	2025年 4月 1日 から	□
	2026年 3月 31日 まで	

シャープ米子株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	1

(注) 当附属明細は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	435,861		401,369 (401,369)	34,490	0	2,292,211
	構築物	66,068		62,028 (62,028)	4,039	0	232,781
	機械装置	1,983	187	1,437 (1,437)	733	0	1,646,492
	車両及び運搬具	0				0	1,182
	工具、器具及び備品	5,013	469	2,514 (2,438)	2,967	0	225,064
	土地	1,072,270		1,072,269 (1,072,269)		0	
	計	1,581,196	656	1,539,620 (1,539,544)	42,230	1	4,397,732
無形固定資産	ソフトウェア	529	-	-	138	391	138
	計	529	-	-	138	391	138

(注) 当期減少額の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

増減の主な内容

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 建物の減少 | 鑑定結果に基づいた減損401,369千円であります。 |
| (2) 構築物の減少 | 鑑定結果に基づいた減損62,028千円であります。 |
| (3) 機械装置の増加 | モスアイフィルム品質対応設備導入187千円であります。 |
| (4) 機械装置の減少 | 鑑定結果に基づいた減損1,437千円であります。 |
| (5) 工具、器具及び備品の増加 | 非常用発電機導入469千円であります。 |
| (6) 工具、器具及び備品の減少 | 鑑定結果に基づいた減損2,438千円、廃却及び売却76千円であります。 |
| (7) 土地の減少 | 鑑定結果に基づいた減損1,072,269千円であります。 |

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	56,687	91,232	109,009	38,910
退職給付引当金	138,243	10,733	148,976	-

(注1) 引当金の計上理由及び額の算定の方法は、個別注記表に記載しております。

(注2) 退職給付引当金は、2027年3月に当社の企業年金基金の解散が決定したことから、当年度末で全額(10,733千円)取崩し処理をしております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	11,041	
従業員給料及び諸手当	2,824	
減価償却費	100	
租税課金	197	
賃借料	40	
動力費	62	
発送費	482	
旅費	215	
事務用消耗品費	1	
その他	1,981	
計	16,947	

事業報告

〔 2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加、設備投資の持ち直しにより、緩やかな回復基調が続きました。一方、ウクライナや中東情勢の長期化に伴う地政学リスクの高まりによる原材料高騰・物価上昇など先行き不透明な状況が継続しました。

こうした中、当社は前年に終息したリモートリペア事業[※]・水道メーター組立事業・クリーニング事業による影響を補うため、バイクヘルメット用シールドや大型RtoR、においセンサーサポート等による積上げを図ろうとしましたが拡大には至らず、特高受電設備故障影響による部品メンテナンス事業の受注減少もあり、売上高は451,252千円（前年度比55.7%）となりました。

営業損益は、前年に実施した社外転進支援プログラムによる人件費減、退職給付費用の減、電気使用量削減などがあるものの営業損失80,478千円と前年度の黒字から赤字となりました。

経常損失は、借入金の支払利子利率（0.49→0.99%）の見直しによる営業外費用の増加もあり89,945千円となりました。

そして、2026年5月で事業終息・全従業員(160名)の希望退職に係る社外転進支援費用の特別損失737,733千円・有形固定資産の減損損失1,539,544千円があり2,366,450千円の税引前当期純損失となりました。

当期純損失は、売上高減少・特別損失・減損損失、法人税還付金増加により2,319,305千円となりました。

※リモートリペア事業・・・遠隔操作による亀山工場の液晶パネルのリペアを行う事業

(2) 対処すべき課題

当社は、今後の事業見通しが厳しいことから2026年8月に、親会社であるシャープディスプレイテクノロジー(株)へ吸収合併され消滅する予定です。事業は2026年5月に終息し、6・7月は工場内の仕舞い処理及び、有給休暇取得期間とし、7月末にて全従業員退職となります。

2. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

（1）会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する取締役会決議内容の概要）

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、当社全体に「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」の遵守・実践を徹底する責任を負う。また、取締役会における、重要事項の審議・決定、又は重要な職務の執行の報告を通して、取締役の職務を相互に監督するとともに、監査役から職務の執行について監査を受け、監査役から勧告・助言があった時は、これを尊重する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し、管理する。「文書管理規程」を定め、決裁書を含めた職務の執行に関する文書を適正に保存、管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」、「組織並びに業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「業務決裁要綱」により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にし、効率的に職務を執行する。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図るとともに、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス推進体制を整備・運用する。また、シャープグループとして設置した「クリスタルホットライン」及び競争法に特化した「競争法ホットライン」、並びに当社設置の「米子ホットライン」を活用した企業不祥事の未然防止・早期発見を行う体制、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制を整備・運用する。シャープ株式会社の「監査部」及び内部監査により業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応する。緊急事態の発生に際して、上記の「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組指針」を基に事業継続計画を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備・運用する。

- ⑥ 当社、親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を当社全体に浸透させる。また、監査役、シャープ(株)の監査等委員会・監査部が定期的に情報交換・協議等を行う体制を整備・運用し、監査機能を十全に果たすことにより業務の適正を確保する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助するための専属の従業員（以下、「監査役スタッフ」という）はいないが、監査役から求められた場合は、監査役スタッフを置く。監査役スタッフの人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得るものとする。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、「重要事項の監査役報告要領」を定め、報告要領に従って当該重要事項と概要を遅滞なく監査役に報告を行う。監査役は、重要事項の審議・決定又は重要な職務の執行の報告を通して取締役の職務の執行を監査する。監査役が事業の報告を求める場合や業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。当社は、監査役へ報告したことを理由に、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。社長及び経営幹部は、監査役と定期的及び監査役の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針並びに経営課題、経営環境の変化等について意見交換を行う。また、監査役がシャープ(株)の監査等委員会及び顧問弁護士、会計監査人その他の外部関係機関と情報交換を行う機会を保障する。当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を監査役が行ったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を実施しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を社内研修等を通じ徹底を行っている。また「内部統制に関する基本方針」に基づき施策・運用状況を取締役会にて適宜報告している。取締役の職務執行状況報告は、取締役会（年4回）及び経営会議（月1回）において相互に確認をしている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を制定し、文書の適正保存・管理を実践している。重要会議の議事録及び関連資料は、事務局にて規程に基づき保管している。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織・業務分掌に関する規程及び業務決裁要綱をイントラネットに掲載している。また経営計画に基づき主要課題については、経営会議等にて進捗状況を確認実施している。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内研修を通じて、シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社員へ周知徹底し、その実践を図っている。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスク項目の評価見直しを実施している。また社内緊急連絡体制表の更新やBCPの見直しを行い、緊急機能の維持に努めている。

⑥ 当社、親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況について、取締役会へ報告している。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役からの要請により職務の補助を随時実施している。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、「重要事項の監査役報告要領」を整備制定している。監査役の取締役会への出席により適宜重要事項の報告を実施している。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査計画の事前確認、監査資料の事前提供等監査環境の整備に協力をしている。また適宜監査役との情報交換の機会を確保している。

第21期 事業報告の附属明細書

□	2025年 4月 1日 から	□
	2026年 3月 31日 まで	

シャープ米子株式会社

記載すべき事項はございません。

監 査 報 告

２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第２１期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

取締役及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

２０２６年５月２２日

シャープ米子株式会社

監 査 役 中 山 基 男

